

令和3年8月17日

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

**新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請等について**

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り飲食店等に対し営業時間の短縮等を要請します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)まで

2 対象地域 兵庫県全域

3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店 営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店 営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設を含む)	カラオケ店、カラオケボックス、カラオケ喫茶 等
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店 営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請内容

(1) 特措法第45条第2項に基づく要請(感染対策の徹底については以下の①～⑨)

- ・酒類(※1)及びカラオケ設備の提供の禁止
- ・酒類(※1)及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間の短縮(5時～20時)
- ・感染対策の徹底(※2)

※1 酒類提供には、利用者による酒類の店内持込みを含みます。

※2 ① 従業員への検査勧奨

② 入場者の感染防止のための整理・誘導

③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止

④ 手指の消毒設備の設置

⑤ 事業を行う場所の消毒

⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知

⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止

⑧ 施設の換気

⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

⑩ CO2センサー等の設置

⑪ 業種別ガイドラインの遵守

(2) 特措法第24条第9項に基づく要請

- ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用が徹底されない場合に、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請

5 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

県では、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図るため、感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等（パーティション）の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限（同一グループの同一テーブルへの原則4人以内の入店案内）
- ⑥ 時短要請の遵守
- ⑦ けむり設備提供の自粛
- ⑧ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑨ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑩ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>



認証店に交付するステッカー

問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ（施設の詳細は、こちらをご覧ください。）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

緊急事態宣言に基づく感染対策の強化・徹底

緊急事態宣言に基づき感染拡大を早期に食い止めるため、特に、人と人との接触機会の低減や感染リスクの高い場面の回避、クラスターの多発を踏まえた感染対策の強化・徹底の集中的な取組を県民・事業者に要請する。

1 人流削減対策の推進

①不要不急の外出自粛の徹底

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動や県域を越えた往来の自粛
- ・買物の頻度を減らすなど、混雑した場所等への外出の半減。外出する必要がある場合でも、極力少人数で混雑している場所や時間を避けた行動

②感染リスクの高い行動の回避

- ・営業時間短縮や酒類禁止等の要請に応じていない、または感染対策が徹底されていない飲食店等の利用禁止
- ・友人、グループによる宅飲み、路上・公園での飲酒の禁止

③飲食店におけるマスク着用の徹底

- ・正当な理由なくマスクを着用していない場合の入店禁止
- ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用在徹底されない場合に、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請

④在宅勤務（テレワーク）等の推進

- ・在宅勤務（テレワーク）等の活用による出勤者7割削減、テレビ会議等の推進

2 クラスター発生を踏まえた感染対策の徹底

①入場整理等による密の回避等感染対策の徹底

- ・多数利用施設における人数管理・人数制限・誘導等の入場者の整理、マスクを着用しない者の入場禁止、手指の消毒設備の設置等の感染対策
- ・百貨店等の大規模商業施設の食料品売り場、バックヤード等での消毒の徹底や飛沫防止などによる感染対策

②職場・学校等での感染対策の徹底

- ・基本的な感染対策(マスクの着用、手洗いや手指消毒、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる場合の出勤・登校の自粛等)の周知
- ・職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)でのマスク着用
- ・友人、グループによる宅飲み、路上・公園等での飲酒の禁止
- ・部活動やサークル活動など、熱中症に注意した上での会話時のマスク着用等の感染対策

緊急事態措置実施に係る飲食店に対する協力金

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態措置」として、県内全域の飲食店に対して、休業又は営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます）を8月20日から9月12日まで要請します。

この要請に応じていただいた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。申請受付は、第8期として要請期間終了後に受付を開始します。

1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業又は時短営業等に協力していただいた店舗単位に支給します。

3 支給額等（8月20日以降（第8期）の内容）

項 目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[緊急事態措置]
対象期間	令和3年8月20日(金)～9月12日(日)（要請期間終了後に申請受付開始予定）
対象区域	県内全域
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）
要請内容	① 休業要請 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケ店及び利用者による酒類の店内持ち込みを認めている飲食店を含む）への休業要請 ② 時短要請 酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）しない飲食店等への時短要請（5時～20時）
支 給 額	1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数 〈中小企業〉 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・10万円以下の店舗：4万円 ・10～25万円の店舗：（前年度等の1日当たり売上高）×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円 〈大企業〉 *中小企業もこの方式を選択可 1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）

4 協力金の早期支給

協力金の早期支給（前払い）については、8月20日（金）から緊急事態措置が適用されることを踏まえ、まん延防止等重点措置に係る早期支給分の申請受付を8月19日（木）で終了します。

なお、第8期分（要請期間8/20～9/12）の早期支給については、国の取扱い方針が明らかになり次第、申請方法等詳細を県協力金ホームページ等でお知らせします。

5 8月2日～8月19日（第7期）の協力金の取扱い

項 目	まん延防止等重点措置区域	その他区域
対象区域	< 8月2日～8月15日 > 神戸・阪神南・阪神北地域・東播磨地域・姫路市	< 8月2日～8月15日 > 北播磨・中播磨（姫路市除く） ・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
	< 8月16日～8月19日 > 神戸・阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域	< 8月16日～8月19日 > 但馬
対象期間	令和3年8月2日(月)～8月19日(木)（18日間）	
対象施設	対象区域内の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
支給要件	・通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時までに短縮すること。 ・酒類の提供(*)を全面禁止すること。 ・カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。	・通常、午後9時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後9時までに短縮すること。 ・酒類の提供(*)を、午前11時から午後8時までとすること。 ・カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。
支 給 額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大18日間）	
	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・8.75万円以下の店舗：3.5万円 [国基準の下限額（3万円）に県独自で5千円加算] ・8.75万円超～25万円の店舗： （前年等の1日当たり売上高） ×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円～25万円の店舗： （前年等の1日当たり売上高） ×0.3の額 ・25万円以上の店舗：7.5万円
	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限：20万円）	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）
申請受付	第6期分（要請期間7月12日～8月1日）とあわせて8月下旬から申請受付開始予定。申請方法等詳細は県協力金ホームページ等でお知らせします。	

(*) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む

[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

	区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～	7/12～	8/2～	8/16～	8/20～9/12
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]		[緊急事態措置]	[まん延防止等重点措置]	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]	[緊急事態措置]		
	阪神北地域・明石市										
	東播磨(明石市除く)・姫路市										
	中播磨地域(姫路市除く)		[緊急事態措置]								
	北播磨・西播磨・丹波・淡路地域										
	但馬地域										
申請期間		5/25～6/30 【第3期】		6/1～6/30 【第4期】	7/12～受付開始 【第5期】	8月下旬 受付開始 【第6期】	8月下旬 受付開始 【第7期】	要請期間終了後に受付開始 【第8期】			